

高山市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

制定 令和6年3月

I はじめに

1 ガイドライン策定の目的

高山市は、警察署や防犯協会等と連携し、地域住民による自主的な地域安全活動を推進することで、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指しています。

その中で、防犯カメラは、犯罪の解決や犯罪抑止の観点から有用性は認められる一方で、個人のプライバシーなどの人権が侵害されるのではないかと不安を感じる人もいます。そのため、防犯カメラの設置や運用に当たっては、撮影される人への十分な配慮が必要です。

そこで高山市では、プライバシーの保護に配慮し、防犯カメラを適正に設置・運用するために必要な事項を定めたガイドラインを策定しました。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、各種公共施設、商業施設、スポーツ・レジャー施設、宿泊施設、道路、公園、駐車場等、不特定多数の人が利用または往来する施設や場所を、犯罪の防止目的として撮影するために、継続的に設置されているカメラで、画像を記録する機能を有するものをいいます。

マンション・アパート等共同住宅の内部や、事業所・工場の敷地内等の不特定多数の人の出入りが想定されない場所をもっぱら撮影しているカメラはこのガイドラインの対象となりません。

3 防犯カメラと個人情報

防犯カメラで撮影された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する「個人情報」に該当し、保護の対象となります。

防犯カメラの設置者は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を適正に取り扱うものとします。

II 防犯カメラの設置及び運用

1 設置場所及び撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあるため、どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。

そこで、防犯カメラを設置・運用するに当たっては、不必要な撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限度にしておくこととします。

2 カメラ設置の表示

犯罪防止効果を高めるとともに、プライバシーの保護を図るため、誰にでもわかるように、撮影対象範囲内または周辺の見やすい場所に防犯カメラを設置していること及び設置者の名称等を表示することとします。

3 管理責任者及び操作取扱者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラ及び画像の適切な管理、情報の漏えい防止などに配慮するため、管理責任者を指定することとします。

また、管理責任者は、自ら防犯カメラを操作しない場合は、操作取扱者を指定して機器の操作等を行わせることとします。

4 秘密の保持

防犯カメラの設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、記録された画像のほか、画像から知り得た情報についても、漏えいや不当使用をしないこととします。このことは、設置者等でなくなった後においても同様です。

5 撮影された画像等の適正な管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止する等の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

(1) モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、設置者等が許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなど、施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じることとします。

(2) 記録した画像の不必要な複写、複製及び加工はしないこととします。

また、ハードディスク、メモリーカード等の記録媒体は施錠できる保管

庫等に保管し、外部への持ち出し、転送はしないこととします。

- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で必要最小限度の期間とします。ただし、設置者等が犯罪・事故の捜査に協力するなどのため特に必要と判断するときは、保存期間を延長できるものとします。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きにより消去することとします。
- (5) 記録媒体を処分するときは、破砕または復元のできない完全な消去を行い、画像が読み取れない状態にすることとします。また、処分の日時、方法等を記録することとします。
- (6) 防犯カメラの構成機器を通信回線に接続して使用するときは、ウイルス対策ソフトウェアの使用や、パスワードを設定するなどして、情報漏えい及び不正アクセス防止措置を講じることとします。

6 画像の閲覧及び提供

- (1) プライバシー保護のため、画像から識別される本人（未成年の場合はその保護者）の同意がある場合を除き、画像を第三者へ閲覧、または提供しないものとします。ただし、次の場合は閲覧・提供できることとします。
 - ①法令に基づく場合
 - ・裁判官が発令する礼状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合など
 - ②個人の生命、身体及び財産の安全の確保、その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
 - ・行方不明者の安否確認や、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など
- (2) 画像を閲覧・提供する際は相手先に身分証明書の提出を求めるなど、身元確認を行うとともに、閲覧・提供した日時、相手先、目的、画像の内容等を記録するものとします。

7 苦情等への対応

防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問合せには、あらかじめ苦情等に対する対応要領を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応することとします。

8 業務の委託

防犯カメラの設置及び運用を含めた施設管理業務や警備業務等を委託する

場合は、この配慮すべき事項の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置及び運用を徹底することとします。

Ⅲ 防犯カメラ設置及び運用規程

防犯カメラの設置及び運用規程の策定

設置者等は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適切に行うため、少なくとも以下の項目を盛り込んだ設置・運用規程を定めることとします。

- (1) 趣旨
- (2) 設置目的
- (3) 設置場所
- (4) 管理体制
- (5) 画像の適正管理
- (6) 画像の取扱い
- (7) 苦情等への対応